

市内中小企業の優れた新商品等を令和6年度千葉市トライアル発注認定商品に決定しました ～認定事業者17者に対し、認定証授与式を開催します～

千葉市では、市内の中小企業の活性化を図るため、優れた新商品等（新製品（物品）および新役務（サービス））を認定し、積極的にPRを行うとともに認定商品の一部については、市が試験的に導入するなど、販路開拓を支援する「トライアル発注認定事業」の新商品等を募集し、今年度は28件（26者）の申請がありました。

このたび、最終審査を経て18件（17者）の認定商品を決定しましたので、お知らせします。

また、認定事業者に対し、認定証授与式を開催しますので、併せてお知らせします。

1 認定までの経過

(1) 募集期間

令和6年6月3日～7月31日

(2) 審査

区分	審査内容	実施日	審査結果
一次審査（書類審査）	提出書類に基づき、対象要件を審査	8月1日 ～23日	28件のうち、 26件を選定
二次審査（書類審査）	商品の「新規性・独自性・優位性」を審査	8月26日 ～30日	18件を選定
最終審査（審査会によるプレゼンテーション審査）	商品の「新規性・独自性・優位性」「市場性」「信頼性」を審査	9月25日	18件を選定

2 認定商品

別紙参照

3 認定証授与式

(1) 日時

令和6年11月25日（月）11:00から

(2) 会場

市役所高層棟4階 市長応接室

(3) 実施内容

認定証授与および記念撮影を行います。

(4) 出席予定者

認定事業者17者の代表者

千葉市長 神谷 俊一

4 取材について

取材を希望される方は、11月22日（金）17：00までに社名、申請者名、連絡先を記載して、産業支援課へメール(sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp)でご連絡ください。

<参考> 千葉市トライアル発注認定事業について

1 事業概要

当事業は、市内の中小企業等が開発した優れた新商品等（新製品および新役務）を認定し、積極的にPRを行うとともに、その一部を市が試験導入することで、企業および新商品等の販路拡大を後押しするものです。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>



2 認定のメリット

- (1) 認定された新商品等は、市のホームページへの掲載、認定商品カタログへの掲載、見本市への出展支援など、市が販路開拓の支援を行います。
- (2) 認定期間中、市が競争入札制度によらない随意契約で、購入することができます。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)
※認定が新商品等の購入を約束するものではありません。
- (3) 認定最終年度の商品に対して、認定期間後における更なる販売促進のため、広告掲載等の費用の一部を補助します。(上限額20万円、補助率1/2助成)
※今年度は、令和4年度認定商品が対象です。

3 認定期間

認定の通知をした日から2年後の年度末まで

※令和6年度認定商品の認定期間 令和6年11月25日～令和9年3月31日